

現行の条文	現代語に訳したもの
<p>第一条 二十歳未満ノ者ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ得ス</p> <p>② 未成年者ニ対シテ親権ヲ行フ者若ハ親権者ニ代リテ之ヲ監督スル者未成年者ノ飲酒ヲ知リタルトキハ之ヲ制止スヘシ</p> <p>③ 営業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販売又ハ供与スル者ハ二十歳未満ノ者ノ飲用ニ供スルコトヲ知リテ酒類ヲ販売又ハ供与スルコトヲ得ス</p> <p>④ 営業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販売又ハ供与スル者ハ二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ防止ニ資スル為年齢ノ確認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス</p> <p>第二条 二十歳未満ノ者カ其ノ飲用ニ供スル目的ヲ以テ所有又ハ所持スル酒類及其ノ器具ハ行政ノ処分ヲ以テ之ヲ没収シ又ハ廃棄其ノ他ノ必要ナル処置ヲ為サシムルコトヲ得</p> <p>第三条 第一条第三項ノ規定ニ違反シタル者ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>② 第一条第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ処ス</p> <p>第四条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前条第一項ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ同項ノ刑ヲ科ス</p>	<p>第一条 二十歳未満の者は、酒類を飲用してはならない。</p> <p>2 未成年者に対して親権を行う者又は親権者に代わって未成年者を監督する者が未成年者の飲酒を知ったときは、これを制止しなければならない。</p> <p>3 営業者でその業態上酒類を販売又は供与する者は、二十歳未満の者の飲用に供することを知りながら酒類を販売又は供与してはならない。</p> <p>4 営業者でその業態上酒類を販売又は供与する者は、二十歳未満の者の飲酒の防止に資するため、年齢の確認その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>第二条 二十歳未満の者がその飲用に供する目的で所有又は所持する酒類及びその器具は、行政の処分、没収し、又は廃棄その他の必要な処置を行わせることができる。</p> <p>第三条 第一条第三項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第一条第二項の規定に違反した者は、科料に処する。</p> <p>第四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条第一項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。</p>

現行の条文	現代語に訳したもの
<p>第一条 二十歳未満ノ者ハ煙草ヲ喫スルコトヲ得ス</p> <p>第二条 前条ニ違反シタル者アルトキハ行政ノ処分ヲ以テ喫煙ノ為ニ所持スル煙草及器具ヲ没収ス</p> <p>第三条 未成年者ニ対シテ親権ヲ行フ者情ヲ知リテ其ノ喫煙ヲ制止セサルトキハ科料ニ処ス</p> <p>② 親権ヲ行フ者ニ代リテ未成年者ヲ監督スル者亦前項ニ依リテ処断ス</p> <p>第四条 煙草又ハ器具ヲ販売スル者ハ二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ防止ニ資スル為年齢ノ確認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス</p> <p>第五条 二十歳未満ノ者ニ其ノ自用ニ供スルモノナルコトヲ知リテ煙草又ハ器具ヲ販売シタル者ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>第六条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前条違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ同条ノ刑ヲ科ス</p>	<p>第一条 二十歳未満の者は、喫煙を行ってはならない。</p> <p>第二条 前条に違反した者がいるときは、行政の処分、喫煙のために所持するたばこ及び器具を没収する。</p> <p>第三条 未成年者に対して親権を行う者が、情を知ってその喫煙を制止しなかったときは、科料に処する。</p> <p>② 親権を行う者に代わって未成年者を監督する者が、情を知ってその喫煙を制止しなかったときも、前項と同様とする。</p> <p>第四条 たばこ又は器具を販売する者は、二十歳未満の者の喫煙の防止に資するため、年齢の確認その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>第五条 二十歳未満の者に、その者の自用に供するものであることを知りながらたばこ又は器具を販売した者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。</p>

※題名及び附則は省略した。

※制定時の題名は、それぞれ「未成年者飲酒禁止法」「未成年者喫煙禁止法」であった。

平成三十年法律第五十九号（令和四年四月一日施行）にて、題名が現在のものに改められた。

※「二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律」第二条及び「二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律」第二条は、行政の処分「没収」を行うことができると定めているが、現行の憲法及び他の法律と照らし合わせると、効力を失っているものと思われる。